

## 宝塚市本庁舎デジタルサイネージ（広告付き庁舎案内板）設置事業者募集要項

### 1 事業目的及び事業内容

本事業は、部署名や目的などで行先を容易に検索、表示できる機能を有するデジタルサイネージ（広告付き庁舎案内板）を設置し、来庁者の利便性向上を図るとともに、設置にかかる行政財産使用料を徴収することで市の新たな財源を確保することを目的として実施します。今回、このデジタルサイネージ（広告付き庁舎案内板）を作成・設置・維持管理する事業者（以下「設置事業者」という。）を公募します。

### 2 応募資格

- (1) 設置事業者として十分な資力、信用、経験及び管理運営能力を有し、国または地方公共団体でデジタルサイネージ設置事業の実績のある法人とします。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、応募できません。
  - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者または反社会的団体及びその構成員等である者
  - イ 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第3号に該当する者
  - ウ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
  - エ 過去に本市との契約条件に違反し、あるいは違反行為に関与したことがある者
  - オ 申込期限日及び選定決定日に、本市の指名停止となっている者
  - カ 法人税、法人住民税及び法人事業税を滞納している者

### 3 仕様について

- (1) 設置場所  
宝塚市役所（宝塚市東洋町1番1号） 防災センター前玄関付近  
※ 設置場所は、設置場所予定図（別紙1）に記載のとおりです。
- (2) 設置期間  
令和5年（2023年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日まで（5年間）  
ただし、行政財産使用許可申請書は毎年度提出が必要です。
- (3) 本体について
  - ア 全ての機材が、横2,600mm×奥行1,000mm×高さ2,500mmのスペース内に収まる大きさに設置すること。
  - イ 設置方法は、自立スタンド型とし、本体の角が鋭利にならないように加工し、安全面に配慮すること。
  - ウ 地震等の際の転倒防止策を十分に講ずること。
  - エ 電力使用量計測用の子メーターを設置すること。
  - オ デジタルサイネージの表示時間は、タイマー等により、市役所開庁日の午前8時50分から午後5時40分までとすること。
  - カ 市が状況に応じて、電源の入切及び明るさの調整ができるものであること。
- (4) 庁舎案内について
  - ア 庁舎案内は、部署名をわかりやすく表示したフロア平面案内図とし、文字の大きさや配色等ユニバーサルデザインに心掛けること。

- イ 英語表記を付加すること。
  - ウ タッチパネル式で、部署名や目的で検索ができるなど、目的地を探しやすいものとする。
  - エ 使用した庁舎案内のデータは市に帰属し、無償で使用する権利を持つものとし、そのデータを市に提供すること。
  - オ 組織変更など表示内容に変更が生じ、市から連絡があった場合は、速やかに更新すること。
- (5) 広告について
- ア 広告については、広告主の名称・電話番号等を表示すること。
  - イ 宝塚市広告掲載要綱（別紙2）を遵守すること。特に、第3条の各号に該当する広告は掲載できないので注意すること。
  - ウ 事前に広告内容を市に提示し、承認を得ること。また、広告内容を変更する時も同様とする。
  - エ 停電や故障等で広告を表示できる時間が少なくなった場合であっても、設置事業者が提案した行政財産使用料は減額しないものとする。
  - オ 広告の表示面積は、庁舎案内の表示面積を超えないものとする。
  - カ 音声を使用した広告は掲載しないこと。
  - キ 「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、宝塚市が推奨するものではありません。」の表示を施すこと。
- (6) 設置事業者の費用等の負担
- ア 提案した行政財産使用料（年度ごと）  
（期間が1年に満たない年度については、月割計算及び日割計算により当該年度の金額を計算します。）
  - イ 使用した電気料金（月ごと）
  - ウ 製作・設置にかかる費用
  - エ 修理など維持管理にかかる費用
  - オ 設置期間後の撤去・原状回復にかかる費用
  - カ その他、履行にかかる一切の費用
- ※ ア～イについては、本市が指定する納付書で納めていただきます。
- (7) その他
- ア 宝塚市では、令和5年2月に第二庁舎が完成予定であるため、来庁者の動線が多少変動することを理解すること。
  - イ 破損、故障、広告内容への問い合わせ、苦情等に備え、設置事業者の連絡先を明記するとともに、設置事業者の責任において対応すること。
  - ウ 設置事業者は、デジタルサイネージを原因とした事故等に対し、庁舎等の利用者から損害賠償の請求がなされたときは、設置事業者の責任及び負担において解決するものとし、市は、責任及び負担を負わないものとする。
  - エ 設置事業者は、許可期間が満了または許可が取り消された場合は、速やかに原状回復を行うこと。なお、原状回復に際し、一切の補償を本市に請求することはできないものとする。

#### 4 応募方法

##### (1) 応募受付期間

令和4年12月2日（金）～令和4年12月21日（水）

午前9時～午後5時30分まで（ただし、土曜日・日曜日を除く）

##### (2) 応募受付場所

宝塚市東洋町1番1号

宝塚市役所 総務部 行政管理室 管財課（3階）

##### (3) 応募に必要な書類

ア 応募申込書（別紙3）

イ 誓約書（別紙4）

ウ 価格提案書（別紙5）

エ 企画提案書（別紙6）

様式に収まらない場合は、別紙（様式自由）を作成してください。

オ 印鑑登録証明書（法人の代表者印鑑証明書）の原本

※発行後3か月以内の原本に限ります。

カ 商業登記の現在事項全部証明書の写し

※発行後3か月以内のものに限ります。

キ 過去2年分の法人税、法人住民税及び法人事業税それぞれの未納の税額がないことの証明書の写し（納税証明書など）

ク 会社概要（会社案内のパンフレット等）

ケ 直近3期分の損益計算書、貸借対照表

※ エのみ6部必要、それ以外は1部

※ 本市登録業者は、オ・カは不要です。

##### (4) 応募の手続き

受付期間内に、応募に必要な書類を応募受付場所に提出してください。

（郵送・電話・FAX及びメールによる受付は行いません。）

また、提出された申請書類等は、審査結果にかかわらず返還できません。

##### (5) 応募資格の確認について

提出した書類の内容を審査し、応募資格を満たさないと判断した場合のみ、応募を取り消し、その旨について後日、電話連絡及び書面通知を行います。

##### (6) 質問について

募集内容に質問がある場合は、令和4年12月12日（月）までに、持参またはメールで、質問書（別紙7）を提出してください。郵送・電話及びFAXによる受付は行いません。（メールアドレス：m-takarazuka0017@city.takarazuka.lg.jp）

回答は、令和4年12月16日（金）頃、本市ホームページにて回答します。

#### 5 設置事業者の選定及び結果について

##### (1) 設置事業者選定審査会について

令和5年1月12日（木）開催予定の設置事業者選定審査会に出席頂き、提案内容について説明していただきます。その際、提案内容について質問させていただく場合があります。（55インチ程度の液晶モニターは当方で準備しますが、それに

使用するパソコン類は持参ください。プロジェクター及びスクリーンが必要な場合は準備できるのでお知らせください。) なお、設置事業者選定審査会の時間・場所については、令和4年12月23日(金)頃に連絡します。

(2) 設置事業者の選定方法について

応募申込時に提出された書類や当日の説明内容により、提案価格で60点満点、その他で40点満点の合計100点満点で評価し、最高点の二者を選定します。ただし、本市の想定する最低価格(非公表)以下の場合は、選定の対象外とします。

(3) 設置事業者の選定結果について

設置事業者に決定した者へは、令和5年1月18日(水)頃、選定結果をお知らせするとともに、本市ホームページで公表します。ただし、選定内容については公表しません。

(4) 設置事業者の決定の取消について

設置事業者に決定した後、仕様や応募資格を満たしていないことが判明した場合は、決定を取り消します。

(5) その他

最高点の事業者の辞退等があった場合は、次点の事業者を設置事業者を選定します。

6 行政財産使用許可について

(1) 行政財産使用許可の申請について

デジタルサイネージの設置場所の使用については、地方自治法第238条の4第7項の規定による、行政財産使用許可を受けて使用していただきます。許可にあたっては、別紙「デジタルサイネージ設置許可条件」を遵守してください。令和5年3月15日(水)までに、行政財産使用許可申請書(別紙8)を提出してください。行政財産使用許可申請書は毎年度提出が必要です。正当な理由がなく、指定期日までに申請がなかった場合、設置事業者の決定を取り消すことがあります。

(2) 行政財産使用料について

行政財産使用料は、各年度に本市が指定する納付書により、本市の指定する期限までに当該年度分を納付するものとします。期間が1年に満たない年度については、月割計算(1円未満切捨て)及び日割計算(1円未満切捨て)により当該年度の金額を計算します。

(3) 行政財産使用許可の取消及び変更

本市が許可物件を、公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、使用許可の全部若しくは一部を取消、又は変更することがあります。また、本市の承認を得ずに用途を変更することはできません。

7 スケジュールについて

募集要項等の公表	令和4年12月 2日(金)から
質問の受付	令和4年12月12日(月)まで

質問の回答	令和4年12月16日(金)頃
応募の受付	令和4年12月21日(水)まで
設置事業者選定審査会の詳細の連絡	令和4年12月23日(金)頃
設置事業者選定審査会	令和5年 1月12日(木)予定
設置事業者決定	令和5年 1月18日(水)頃
行政財産使用許可申請書の提出	令和5年 3月15日(水)まで
運用開始	令和5年 4月 1日(土)から

## 8 その他

本要項に明記されていない事項については、当市の指示に従うものとする。

## 9 問い合わせ先

宝塚市役所 総務部 行政管理室 管財課 (担当：森田)  
 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 (3階)  
 電話 (0797) - 77 - 2031  
 FAX (0797) - 72 - 1419  
 メールアドレス m-takarazuka0017@city.takarazuka.lg.jp